

ID: 186-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成25年条例第44号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 生涯学習館の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、生涯学習館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は付した条件を変更することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条第1項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。 (2) 専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に生涯学習館の名称を利用させ、その他営利事業を援助するものと認めるとき。 (3) 危険物を使用する催物で、災害等の発生のおそれがあると認められるとき。 (4) 施設等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。 (5) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (6) その他、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	5日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第8条第3項		
例規番号	平成25年条例第44号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、使用許可の際、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。 (1) 生涯学習館使用料 別表に定める額 (2) 附属設備器具使用料 教育委員会が別に定める額 2 前項の規定にかかわらず、市の機関が直接使用する場合は、無料とする。 3 教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第9条ただし書		
例規番号	平成25年条例第44号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が自らの責によらない理由で、使用することができなくなったとき。 (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用の許可の取消し又は変更を申し出たとき。 (3) その他、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例施行規則 第13条第1項		
例規番号	平成26年教育委員会規則第1号		
【基準】	<p>第13条の規定による。 (特別の設備等)</p> <p>第13条 使用者が特別の設備又は備え付けの器具以外の器具(以下「特別の設備等」という。)を使用する場合は、事前に当該特別の設備等の内容を記載した仕様書を提出して、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の仕様書は、使用日前7日までに提出しなければならない。</p>		
標準処理期間	5日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市公民館の設置及び管理条例 第6条第1項(第14条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成31年条例第15号		
【基準】	<p>第6条、第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は備品等を汚損、損傷又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) その他施設の管理運営上適当でないとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市公民館の設置及び管理条例 第10条第2項		
例規番号	平成31年条例第15号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、使用許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市公民館の設置及び管理条例 第11条ただし書		
例規番号	平成31年条例第15号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の還付) 第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	貸出券の交付		
例規名 根拠条項	真岡市公民館分館図書室利用規則 第6条		
例規番号	平成21年教育委員会規則第8号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (貸出しの対象) 第6条 図書室資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住し、又は在勤、在学する者とし、図書室資料貸出申込書を提出して貸出券の交付を受けた者とする。 2 前項に規定する者のほか、図書館等の広域利用に関する協定をしている宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町及び筑西市に居住する者は、貸出券の交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	平成21年条例第16号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第3条 会館を使用する者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限) 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限) 第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第7条第2項		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第8条ただし書		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	平成21年条例第17号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 会館を使用する者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第7条第2項		
例規番号	平成21年条例第17号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第8条ただし書		
例規番号	平成21年条例第17号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第3条第1項		
例規番号	平成21年条例第18号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 さくらホールの施設のうち別表に掲げるものを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、久下田駅さくらホール使用許可願(別記様式)をあらかじめ教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、さくらホールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) さくらホール又は附属する設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	平成21年条例第18号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第8条		
例規番号	平成21年条例第18号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	貸出券の交付		
例規名 根拠条項	真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例施行規則 第5条		
例規番号	昭和57年教育委員会規則第4号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (貸出の対象) 第5条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、市内に居住し、又は在勤、在学する者とし、図書館資料貸出申込書を提出して貸出券の交付を受けた者とする。 2 前項に規定する者のほか、図書館等の広域利用に関する協定をしている宇都宮市、鹿沼市、日光市、さくら市、下野市、上三川町、壬生町、高根沢町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町及び筑西市に居住する者は、貸出券の交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例 第5条第1項及び第3項(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和55年条例第8号		
【基準】	<p>第5条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第5条 会館を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例 第9条第2項		
例規番号	昭和55年条例第8号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用料は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関又は市行政に直接関係のある団体が使用し、若しくは教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和55年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	平成21年条例第19号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 センターを使用する者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) 営利目的の使用と認めるとき。 (6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例 第8条第2項		
例規番号	平成21年条例第19号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体、市内小中学校に在学する児童・生徒又は社会教育関係団体が使用する場合は、使用料を減免することができる。ただし、宿泊管理費、シュラフ代及び燃料代は除く。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例 第9条ただし書		
例規番号	平成21年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日